

非課税世帯に対する水洗便所設置費等資金貸付申込について

既設のくみ取便所を水洗便所に改造するための工事又は浄化槽を廃止してし尿を直接公共下水道に放流できるようにするための工事に要する費用を貸し付けています。

（非課税世帯に対する水洗便所設置費等補助金の交付を申請するものに対して資金貸付との併用を希望する者とする。）

※貸付金額：非課税世帯に対する補助金の額を差し引いた額とし、10 万円を限度（無利息）とします。排水設備係で見積書を精査し、貸付額を決定します。

※償還方法：貸付金は、貸し付けた月の翌々月から 36 月以内の毎月均等分割払いで口座振替により、償還していただきます。分割回数は、36 回以内で任意で選べます。

「貸付の対象者」 次に掲げる要件を備えている満 20 歳以上の者でなければならない。

- ・ 既にくみ取便所又は浄化槽を有する便所が設置されている家屋（賃貸住宅を除く。）を所有し、かつ当該家屋に居住している者であること。
- ・ 貸付対象者及びその属する世帯全員が年間所得 50 万円未満であること。
- ・ 貸付対象者及びその属する世帯全員が市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ・ 水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ・ 確実な連帯保証人があること。
- ・ 家屋が共有名義となっている場合は、書面により共有者の同意を得ていること。
- ・ 同居世帯がある場合は、当該同居世帯も要件を備えていなければならない。

「申請書類」

1. 下水道排水設備計画確認申請書

2. 非課税世帯に対する水洗便所改造等資金貸付申込書

添付書類

- ・ 工事の見積書（複写したもの可）
- ・ 工事の着手前の写真
- ・ 土地所有者の承諾書（借地の場合）

3. 住民票謄本（特別）本籍及び続柄の記載があるもの（複写したものでも可）：1 通

4. 貸付申込者を含め世帯全員の所得証明書（複写したものでも可）：1 通

※所得とは収入金額から、その収入を得るためにかかった必要経費や所定の控除額を差し引いた後の金額です。所得証明書の「合計所得」欄の金額を確認してください。

5. 貸付申込者を含め世帯全員の市税及び国民健康保険税の完納証明書（複写したものでも可）：1 通

6. 印鑑証明書：1 通

7. 固定資産評価証明書 土地・家屋（複写したものでも可）：1 通

※申請者と固定資産証明書の「所有者」欄の氏名が同一か確認してください。

「連帯保証人の要件」

- ・満 20 歳以上の者。
- ・沖縄県本島内に住所を有していること。
(沖縄本島と埋立、海中道路、架橋等で連結された島を含む。)
- ・年間所得金額 100 万円以上の方。
- ・同居人以外であること。

「連帯保証人の提出書類」

1. 印鑑証明書：1 通
2. 住民票抄本（特別）本籍の記載があるもの：1 通
3. 所得証明書：1 通

注意事項

※住民票謄本及び証明書等は提出日より 3 か月以内のものを提出してください。

※申請書等に押印する印鑑は全て実印を使用してください。

※下水道排水設備計画確認申請書も同時に提出してください。

※書類審査がありますので、必ず水洗便所改造等資金貸付申込書を提出してください。

書類審査後、資金貸付の決定を受けた後の着工となります。また、通知を受けた日から 2 月以内に工事を完了しなければなりません。

※事前に申請をしていない場合は貸付の対象外となりますのでご注意ください。

資金貸付申請等について不明な点がございましたら、料金サービス課までお問い合わせ下さい。

那覇市上下水道局料金サービス課排水設備係

電話番号 098-941-7810